

船舶インシデント調査報告書

平成29年7月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成28年7月24日 18時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市美津島漁港東方沖 折瀬鼻灯台から真方位117° 8.8海里付近 (概位 北緯34° 14.0′ 東経129° 33.0′)
インシデントの概要	漁船崎吉丸は、航行中、左舷主機が停止し、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成29年3月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 崎吉丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-17223（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、無風、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び甲板員2人（インドネシア共和国籍）が乗り組み、いか一本釣り漁を行う目的で対馬市下島東方沖の漁場に向けて航行中、左舷主機が突然停止した。</p> <p>船長は、左舷主機を始動することができなかつたので、右舷主機だけで対馬市三浦湾漁港緒方地区に引き返した。</p> <p>本船は、入港後、機関整備業者が、左舷主機の開放点検を行ったところ、ピストン及びクランク軸の焼損が確認された。</p> <p>船長は、本インシデント当時、左舷主機の燃焼ガスがブローバイ気味であったので、左舷主機を換装する予定としており、航海中を除いて左舷主機を運転していなかつた。</p>
分析	<p>本船は、下島東方沖の漁場に向けて航行中、左舷主機の燃焼ガスがブローバイしたことから、潤滑油の性状が劣化し、ピストン及びクランク軸が焼損して左舷主機が運転できなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、下島東方沖の漁場に向けて航行中、左舷主機の燃焼ガスがブローバイしたため、潤滑油の性状が劣化し、ピストン及びクランク軸が焼損して左舷主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>